



ま

ち

の

話題

あなたの身近な話題をお知らせください。

問い合わせ先 総務課 企画室 広報担当まで(内線208)

平成21年4月1日

和水町防災行政無線が開局しました

災害発生時に、町民の皆様に迅速かつ的確に情報を伝達することを目的に、町が昨年度から進めてきました、防災行政無線の開局式がありました。

役場本庁の無線室を親局として操作卓と地図表示盤などの機器を設置。

町内全世帯・各学校などに戸別受信機を、町内23箇所に

屋外子局を配置し、運用を開始しました。

これまでの、アナログ方式・オフトーク通信から、高性能かつ利便性の高いデジタル方式に移行したことにより、親局から一斉放送ができるようになり情報伝達の格差是正と情報伝達手段の充実を図ることができます。

放送内容について

種 別	放送時間	対 象	内 容
時報(毎日)	正午	屋外子局	メロディー「ふるさと」での時刻のお知らせ
時報(毎日)	午後5時	屋外子局	メロディー「夕焼け小焼け」での時刻のお知らせ
定時放送(毎日)	午前7時	戸別受信機	役場からのお知らせや一般行政情報
定時放送(毎日)	午後0時15分	戸別受信機	役場からのお知らせや一般行政情報
定時放送(毎日)	午後8時	戸別受信機	役場からのお知らせや一般行政情報
随時放送	随時	戸別受信機 又は 屋外子局	臨時に放送が必要になった場合 (放送内容によっては、対象となる行政区や学区等にのみ放送する場合あり)
緊急放送	非常時	戸別受信機 屋外子局	火災・風水害・地震等緊急事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

戸別受信機の取り扱いについて

- 戸別受信機に電源コードをつなぎ、コンセントに差し込む。
- 戸別受信機の右横の電源スイッチを「入」にする。(グリーンランプが点灯する)
- 戸別受信機のアンテナをいっばいに伸ばす。
- 屋外のアンテナの方は、屋外のアンテナがつながっているか確認する。
- 音量のつまみを中間の位置までまわす。(聞きやすい音量に調整する)

問い合わせ先 本 庁 総務課 消防交通係(内線205)
総合支所 総務課 行政管理係(内線711)



和水町消防団体制がスタート

◆和水町消防団辞令交付式

4月5日(日)、和水町消防団辞令交付式が和水町中央公民館で行われました。

交付式には、各分団から新入団員と部長以上の幹部団員が出席し、高岡団長から、新入団員47名に辞令が交付されたあと、新入団員を代表して第2分団第1部の前淵開



さんが「良心に従い、忠実に消防の義務を遂行する。」と力強く宣誓をしました。本年度は、新入団員を含め、総勢575名で、活動されます。また、6月には、和水町では初めてとなる「女性消防団」も誕生する予定です。

辞令交付式終了後は、有明消防署の職員の指導により、訓練大会が実施され、分団長・部長は幹部団員としての規律訓練を、新入団員らは、初めての消防団の規律訓練にとまどいながらも、真剣に取り組んで、規律ある行動をとっていました。

その後、退職者辞令交付式が開催され、3月をもって退団された松尾泰幸さん他25名の方に感謝状が贈られました。和水町消防団のみなさんの今後の活躍を期待します。

事業所などで従業員として働かれている方は、「労働安全衛生法」によって健康診断が行われます。今年も既に受けられた方がいらっしゃるかと思います。今回は、「労働安全衛生法」に定められる事業所健診等についてご紹介します。



◇事業所が行う健康診断について

事業所では、「労働安全衛生法」という法律に基づいて従業員の健康診断が行われます。1年以内ごとに1回行う健診を定期健康診断(安衛則第44条)といいます。パート社員など短時間しか働かない従業員でも、週30時間以上(正規従業員の4分の3以上)働く人には定期健康診断を受診させることが義務付けられています。また、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。(安衛則第52条)

安衛則で定められた健診項目は表1のとおりです。

表1

年齢区分	健康診断項目
35歳及び、 40歳以上の方	●既往歴及び業務歴の調査 ●喫煙歴及び服薬歴 ●自覚症状および他覚症状の有無の検査 ●身長 ●体重、視力及び聴力の検査・腹囲※ ●胸部X線検査 ●血圧の測定 ●貧血検査(血色素量、赤血球数) ●肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ●血中脂質検査(LED-コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪)※ ●血糖検査(ヘモグロビンA1cでも代替可) ●尿検査(糖・蛋白) ●心電図検査
34歳までと 36歳～39歳の方	●既往歴及び業務歴の調査 ●喫煙歴及び服薬歴 ●自覚症状および他覚症状の有無の検査 ●身長 ●体重、視力及び聴力の検査 ●胸部X線検査 ●血圧の測定 ●尿検査(糖・蛋白)

※平成20年に健診項目の改正が行われ、腹囲測定と血中脂質検査のLED-コレステロールが追加されました。

◇雇入れ健康診断について

事業所では、常時使用する労働者を雇い入れるときには、雇入れ時の健康診断(安衛則第43条)を行う必要があります。雇入れ前3ヵ月以内に受けた医師による健康診断の結果を証明する書面を提出した者については、その健診項目に相当する項目は省略することができます。また所轄労働基準監督署長への報告は必要ありません。

安衛則で定められた健診項目は表2のとおりです。

表2

健康診断項目
●既往歴及び業務歴の調査 ●喫煙歴及び服薬歴 ●自覚症状および他覚症状の有無の検査 ●身長 ●体重、視力及び聴力の検査・腹囲 ●胸部X線検査 ●血圧の測定 ●貧血検査(血色素量、赤血球数) ●肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ●血中脂質検査(LED-コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪) ●血糖検査(ヘモグロビンA1cでも代替可) ●尿検査(糖・蛋白) ●心電図検査

これらの健康診断は一般的なもので、業務の特殊性から検査項目を増やしたり、34歳までと、36歳～39歳の方にも血液検査や心電図検査などを行ったりするなど、職場にあった健康診断を実施することが、従業員の方々の健康につながります。健

診は病気の発見だけでなく、体の異変を早期に発見する重要な役目があります。事業所健診等お申込み・お問い合わせ等については、和水町立病院までお願いします。

